

均等割の税率

単位:円

法人等の区分		税率 (年額)
資本金等の額と資本金及び資本準備金の合算額のいずれか大きい額	市町村内の事業所等の従業者数の合計数	
下記以外の法人	—	50,000
1千万円以下の法人等	50人 以下	50,000
	50人 超	120,000
1千万円を超え1億円以下の法人	50人 以下	130,000
	50人 超	150,000
1億円を超え10億円以下の法人	50人 以下	160,000
	50人 超	400,000
10億円を超え50億円以下の法人	50人 以下	410,000
	50人 超	1,750,000
50億円を超える法人	50人 以下	410,000
	50人 超	3,000,000

法人税割の税率

●確定申告の際に適用される税率

平成26年9月30日以前に開始した事業年度の申告	14.7%
平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度の申告	12.1%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度の申告	8.4%

●予定申告の際に適用される税率

平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度の申告	前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数
令和元年10月1日以後に開始した、最初の事業年度の申告	前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数
令和元年10月1日以後に開始した、2回目以降の事業年度の申告	前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数